

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会会議録			
日 時	平成 23 年 10 月 14 日 (金)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 2 時 08 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	市職員の政治資金規正法違反問題の全容解明と再発防止に関する調査		
出席委員	前田委員長、千葉副委員長、秋元・成田(祐)・小貫・鈴木・ 上野・林下・北野各委員		
説明員	市長、副市長、水道局長、総務・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・病院局経営管理・教育各部長、保健所長、 会計管理者、消防長ほか関係理事者 (財政部長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田祐樹委員、小貫委員を御指名いたします。

それでは、市職員の政治資金規正法違反問題の全容解明と再発防止に関する調査を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策（素案）の修正について」

○総務部副参事

10 月 7 日に開催されました調査特別委員会に、委員会資料として提出いたしました小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策（素案）の「はじめに」の表現の一部を修正いたしましたので、報告いたします。

市といたしましては、先日の委員会での意見を踏まえ、外部調査委員会から提出された報告書の受止め方、さらには、それに対する市の意見を明示することとし、お手元に配付の資料のとおり、四角囲みの「旧」から「新」へと修正したいと考えております。

なお、修正後の「新」について読み上げますと、特に調査報告書の「なぜ本件が発生したか」という項では、事件に至る背景や原因について、さまざまな観点から多くの指摘がされており、また「再発防止策についての提言」も、これら背景や原因を踏まえたものとなっていることから、市としては、提出された調査報告書の内容を全面的に受け止め、再発防止につなげなければならないと考えております。以上、報告いたします。

○委員長

これより質問に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

外部委員会が熱心に協議を重ねて報告書をまとめてから 1 か月がたちました。再発防止に向けて、市としても議会としても、どのように取り組んでいくのか方向性をはっきりさせていく、このことが重要だと思います。

◎小樽市職員倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策について

そこで質問に入ります。最初に小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策について伺います。

この中で、「はじめに」の項で、市職員に対しては「多くの管理職が関与したことから、市に対する信頼を失う結果となりました」と冒頭に述べられています。しかし、今回の事件の発端は、市長の後援会が犯した事件であり、市長の政治的・道義的責任が大きいことは、市長みずからも認めているとおりのことです。

第三者委員会の再発防止についての提言（6）にも、「市長は、自らの後援会の事務局長が惹起した本件につき、政治的、道義的責任を改めて深く自覚すること」、このように記されているわけです。

しかし、この「はじめに」の中松市長の言葉の中では、そのことに対して一言も書かれておりません。管理職がやったから大変申しわけないという中身になっているので、やはりこの推進方策の冒頭にもみずからの後援会が犯した事件として、一言、市長の言葉を載せるべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○総務部副参事

外部委員会からの調査報告書の中では、8 項目の提言が出ておりますけれども、今、委員が言われました項目を含めて（6）と（7）につきましては、これはどちらかといいますと、市長個人に対する提言といいますか、そういう形になっております。

この 8 項目のうちの（1）から（3）までと、それから（5）と（8）につきましては、推進方策の中に関連項

目ということで、四角枠囲みで入れてございます。ですから、今回の推進方策の「はじめに」の部分で、市長から職員に対してコメントが出ているわけですが、ここにつきましては、いわゆる「提言を受けて」あるいは「意見をを受けて」ということでの書き方になっておりますので、先ほど言いましたように、市長個人に対する提言というようなことについては、あえてこの部分では盛り込んでいない、そういうことでございます。

○小貫委員

ですが、最後に「小樽市長中松義治」というふうになっていて、これは決定したらホームページにも載せると聞いていますから、市民が見たときに、何だ、市長は自分からやったことに対していろいろ言ってきたけど、肝心かなめの再発防止に向けたこの推進方策の中では、一言も反省を述べていないじゃないか、反省というか、謝罪と言うのも変ですが、反省していないのではないかと受け取られたら、本当に再発防止をしていく気があるのかと、市民が疑ってもしかたないことだと思うのですよ。

ですから、言葉としては簡単でいいと思うのです。きちんとここにも、みずからの後援会のことであり大変申しわけなく思うとか、そういうことをやはり載せる必要があるということを意見として述べておきたいと思います。答弁お願いできますか。

○総務部副参事

先ほどの報告でも触れましたが、今回配付した資料の「新」の枠囲みの中をごらんいただければわかりますけれども、その中に「市としては提出された調査報告書の内容を全面的に受け止め、再発防止につなげなければならないと考えております」としており、ここに「全面的に受け止め」という言葉で書いてございますので、ここについては御理解いただきたいと思っております。

○小貫委員

でも、それは前提として、第三者委員会の報告書をきちんと読んでいてということなわけですよ。ですから、これだけ見る人もいるわけですよ。そういう観点から、載せたほうが市民に対しては、市のやる気を表明するメッセージとして重要ではないかと思うわけです。再度お考えをお聞かせ願えないでしょうか。

○総務部副参事

繰り返しになりますが、提言のつくり自体が、先ほど申し上げたとおり市の組織に対する提言と、市長個人に対する提言というような形でつくられておりますので、今回、再発防止策として示しているこの素案は、あくまでも市としての再発防止のための方策ということですから、組織としてどういう対応をしていくかということがメインになってつくられております。そういったことで言いますと、確かに、「はじめに」の部分は、市長から職員に対するメッセージですので、こういった書き方をしておりますが、それも先ほど報告しましたように「内容を全面的に受け止め」ということで、すべて網羅した、もっと包容力のあるといいますか、もっと広い観点で受け止めた形になっておりますので、ここについては、繰り返しになって申しわけございませんが、御理解いただければというふうに思います。

○小貫委員

そうやっておっしゃるのは構わないのですが、そういうことでは市長の政治姿勢というものが疑われると私は思います。

そこで、次の質問に入りたいと思います。

前回の委員会で、この素案については、全体として、そもそも公務員とは何かという認識が不十分な結果、今回の事件が起きていると、そういうことに対する対策がこの推進方策に盛り込まれていないことを指摘したら、それは条例に載せるということでした。

推進方策の1ページにある概要のところでは、「職員の遵法意識を高め」とあります。私は、今回の事件は、やはり市職員が全体の奉仕者ではなく一市長候補のための奉仕者であったということに問題があると考えておりま

す。前回の委員会の中でも、関係したそれぞれの元部長は、公務員の政治的中立性に立ってみたらどうだったかと思うとの発言をしていました。確かに、個々の法律を知らなくても、公務員としてのそういう自覚を持っていれば今回の事件は防げたと思います。ですから、憲法第 15 条の「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」、又は地方公務員法第 30 条の「職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し」という規定に照らして、条例にそのことをしっかりと明記するということはもちろんなのですが、公務員倫理という一言で済ませず、具体的にこの推進方策の中に、そもそも公務員とはどういう立場なのかということを確認にわかりやすく簡潔に、盛り込んだほうがいいと思います。

そこで、「はじめに」で述べている「公務員としての自覚と責任」ということを、わかりやすくしておいたほうがいいと思うのです。そういう面で、この公務員としての自覚を促す一文を入れたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務部副参事

まず、条例の中には、基本的な心構えとして、公務員としての基本姿勢というようなことは、きちんとうたおうと思っております。

また、今回の推進方策につきましては、あくまでも再発防止策という観点でつくっておりますので、そういったことと言いますと、いわゆる公務員の基本となる精神規定といえますか、基本的な規定といえますか、そういったものについては、再発防止のための一つの方策として、今、（仮称）職員倫理条例を考えておりますので、そういった中でうたって、再発防止に役立てていきたいと考えております。

ですから、改めてこの推進方策の中にその項目を入れることで何かに役立つということであれば別ですけれども、それよりは具体的な防止策として倫理条例にうたっていきたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

入れないということなのですが、このことが問題というのは、たぶん私たちと共通認識だと思うのです。

そこで、今回の手直しによって、「はじめに」に書いてあった「公務員が本来身に付けておくべき倫理や遵法の精神が大きく欠如していた」という部分が削られているものですから、全体として、この部分が弱まったのではないかなと思い、今回質問をいたしました。

これから先、練り上げる中で、このことをもう少し強調していただけるように要望いたしまして、私の質問を終わります。

○北野委員

◎事件の背景について

1 点だけ質問させていただきます。前回の当特別委員会で、今度の政治資金規正法違反事件の背景について、市長選挙の五者連合、外部委員会では五者体制と短く言っていますが、これが背景にあるのではないかなということは、我が党として以前から指摘をしてきて、このことについて市長の見解を伺いました。

前回の素案で示されているくんだり、今、小貫委員も引用しましたが、「市としても原因と受け止めなければならない点が多々あります」と。これは多々あるけれども受け入れられない点もあるのではないかと指摘して、背景の一つとして五者体制についても断定しているわけです。これは前回言ったことですから繰り返しません。だからそのことについて市長もお認めになっているのです。この点は大変重要な進歩だったと私は思うのですよ。だから、前回の当委員会を取材した新聞記事の中でも、「市長 5 団体も要因 特別委員会で一転認める」という表題で書いてあるのです。今までの五者団体は事件に関係ないとの主張を覆したと、こうなっているのです。

それを前回お認めになったので、今回どう言うのか楽しみにしていたのですけれども、ところが、どういうわけか五者連合とか五者体制とか一言も出てこない。前回の市長答弁より後退してしまっただのではないかなと思われるの

ですが、これもまた先ほどの小貫委員への答弁のように、全面的に受け止めるというふうにしたから、そこに含まれるということなのですか。まず、説明してください。

○総務部副参事

まず、今、委員がおっしゃったとおりなのですが、調査報告書にはさまざまな意見や提言が載っております。その中にこの五者体制についても触れられており、当然のことながらこの五者体制も含めて全面的に受け止めるという表現になっておりますので、委員のおっしゃるとおり、この五者体制に限ったことではなく、もっと広い意味で受け止めておりますので、それも入ってということで御理解をいただければと思います。

○北野委員

私は背景に絞って質問したつもりなのですが、それでは五者体制を含めてその他のこともあるというのであれば、具体的には何を念頭に置いてそういうお答えをしているのですか。

○総務部副参事

調査報告書の中では、委員会の意見として、「五者体制問題は本件の素地と理解されるか」、あるいは「パーティー券購入と議員活動についてどう考えるか」、また「パーティー券以外の券の購入等について」、あるいはまた「労働組合の役割」、それから「公益通報制度の現状について」、さらには「処分の妥当性に対する市民からの意見について」、こういったようなことが意見として出されておりますので、そういったものをすべて含めてということで考えております。

○北野委員

私は、最初に言ったとおり、背景について市長が前回重要な答弁をなされているから、それをどうして盛り込まないのかということ聞いています。前田副参事は楽しげに答えてくれたけれども、範囲を広げて目くらしをして、質問をはぐらかそうとしてもだめですよ。

だから、背景には、今、後段で副参事が答弁されたことが入るのですか。それであれば、労働組合も悪いということになるのだよ。いいですね、それで。

○総務部副参事

冒頭に申し上げたとおり、調査報告書では委員会の意見として今の6項目が入っておりますので、どれというふうに特定はしておりませんが、こういったような素地、背景があるということでもとらえております。ただ、今、おっしゃった労働組合が悪いのかということにつきましては、そうではなく、労働組合にそういった役割を期待することによって書かれておりますので、決して労働組合が悪いというような書き方ではないかなというふうに思います。

○北野委員

それでは、副参事は一体何を訴えようとしているの。私が質問しているのは、市長が前回、重要なことを言ったから、どうしてそれを盛り込まないのかという簡単なことなのだから。そして、聞いていったらだんだんだんだん範囲を広げて、関係ないことまでしゃべって、それで答弁だと言うなら、それはちょっといかがかと思うのですよ。

外部委員会の意見は24ページに「委員会の意見」として出ているのです。あなたは、それを6点にわたって述べられているということで引用されているけれども、ここでは、冒頭に何と言っていますか。要するに、「遵法意識の欠如、希薄さは、市役所をめぐるいかなる状況から生じたものであろうか」という問題を立てて、以下を述べているのですが、私が聞いているのは五者体制の問題です。「五者体制問題は本件の素地と理解されるか」ということを述べて、1番目に憲法に基づく基本的なことを述べているから、これは私もそのとおりだと思うのです。以下でもはっきり言っているのですよ。

だから、五者体制が背景の一つをなしている可能性が極めて高いと判断するというふうにして述べて、その理由を以

下 5 点にわたって述べられているのですよ。だから、私は、このことは評価をしています。市長もお認めになったから、今回、それが出てくることを楽しみにしていたのだけれども、五者体制という言葉がまったく出てこない。だから、背景の一つの五者体制はどこへ行ったのですかというふうに聞いているのです。もう一度お答えください。

○総務部長

少し混乱をさせてしまっていますので、改めて整理をさせていただき、私のほうから答弁させていただきたいと思います。まず、本日、提出しております資料の（旧）の部分ですけれども、ここには報告書の中で、原因として考えられている点が挙げられています、あるいは指摘されていますということで、市が第三者的に見ているような形で表現されておりました。では報告書を受け取った市としての考え方、意思というのはどうなのだとということが欠けていたということで、一つには、これを受けて市としてどう考えるのかという意味を示すということで、変更させていただいたところでございます。

それから、二つ目には、先ほど来委員がお話しされておりますとおり、背景として五者体制もあったのではないかと、市長もこれに関する御答弁させていただいたわけですから、多々ありますがということではなく、全面的に受入れをさせていただくということで表現を変えさせていただいたわけでございます。

ただ、なぜ五者体制の部分が明記されていないかということでございますが、今回のこの報告書の中には、背景として考えられる点、あるいはその原因として考えられる点ということで、五者体制もそうですし、市と議会との関係、あるいは市職員が政治資金規正法に対する認識がなかった、また、政治的中立性に対する感覚が欠如していたとありますから、それらを含めて私どもとしては、全面的に受け止めという表現に改めさせていただいたということでございます。

○北野委員

そうすると、小貫委員も指摘していますけれども、これは素案がとれたらホームページにアップするということなのです。そして職員倫理条例まで進めるということなのですが、そうなれば、ホームページにアップするわけですから、市民が皆見るのです。そのことを市長部局では認識をしておいて与党に配慮したのか、あるいは逆に与党から市長の側に圧かけて、共産党がそうやって言っているけれども載せるなど、五者体制ということは間違っても文言として書くなということ、与党の議員が前田委員長以下、市長に圧力をかけて共産党の提案を書き入れなかったのではないかと……

（「ない、ない」と呼ぶ者あり）

いや、私は、そういう疑いを持つのです。こういう肝心なときというのは、表には出さないけれども、裏で市長と与党が話をするのですよ、普通は。だから、相談して、そんなこと一々書くことないと、きちんと外部委員会の報告書に書いてあるのだからいいのだと言って、市民にさらすと言ったら言葉は悪いけれども、市民の前に広く明らかにする中では、五者体制を削ったということでないの。そうすると、悪は市長と与党になるのです。ないないないないみんな言っているけれども、そういう人に限って怪しいわけさ。

だから私は、前田委員長は、委員会で聞くわけにいかないけれども、委員長に相談に行ったらだめだと、ここを消せと、もっといい表現にしてこいというようなことになったのではないですか。そんなことなかったですか。

○総務部長

今、五者体制のことについて改めて御質問があったわけですが、私どもとしては、この外部委員会から出された報告書の中で、この五者体制が唯一無二の背景なり原因であったならば、それはこの「はじめに」の部分で明記しなければならないと思います。しかし、先ほど私のほうからも答弁させていただき、重複いたしますけれども、五者体制、あるいは議会と市職員との関係、あるいは市職員の政治資金規正法にかかわる不知の部分、あるいは政治的中立性の欠如の部分、そういったさまざまな原因なり背景が重なり合って今回の事件に至ったというふうに考えておりますので、あえてそのことだけを明記するのではなく、全面的に受け止めながら、それを基に再発防止策を

しっかり進めていくという表現に変えさせていただいたというところでございます。他意はございません。

○北野委員

そうすると、与党との相談はなかったということですか。

言っていることに答えていないでしょう。答弁漏れですよ。与党の皆さんとはそういう話をしなかったし、与党から不当な圧力はなかったということなのですね。

○総務部長

私どもとしては、先日の委員会での御意見を踏まえ、ここの部分については一定程度修正をしていかなければならないということで判断しました。各会派の皆様を示す際には、全面的に受け止め、再発防止につなげなければならない、そういったことで説明をさせていただきました。

○北野委員

私は、委員会の終わりに当たって意見を述べると言ったら聞きに来たから、きちっと、私としてはこういうことを入れるべきだというふうに言ったのは、ただ1点なのです。それが全然受け入れられていないから、どういうわけで受け入れていただけなかったのかということでも聞いたわけです。

だから、私が違う違うと言った人は怪しいと言った途端に、みんな物を言わなくなったから、あるのだなというふうには思います、みんな発言力ある与党の皆さんだから。だから、そういうことではうまくないというふうに思います。

日本共産党の見解は、市議団のホームページに、6月27日にこの問題についての見解その1と、それから9月1日付けで見解その2というのを発表しており、その中で詳しく述べていますから、あえてここで貴重な時間を使って引用することはいたしません。その二つの文書に盛られていることは、我が党の一貫した考えだし、いろいろな方々から大いに賛成をいただいているくんだりでもございますから、ぜひそれらを参考にしてきちんとした職員倫理条例をつくっていただきたいということを強く要望し、この問題については、もし何かあれば適切な形で市長の側に意見は述べていくようにしたいと思います。

○委員長

共産党の質問を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

◎今後に向けて実行していくことについて

私ども自民党の考えは、前回ほとんど述べさせていただきました。相談していないわりには、このコンプライアンス推進方策というのは非常によくできているという思いがあります。第三者委員会から調査報告書が提出され、そのことをまずほとんど受け止めて、そしてつくったというこの方策です。それで、我々の主張するのは1点、この推進方策を現実に落とし込んでいただきたいということです。せっかく中身がよくできたものでも、結局それを遂行できなければ、やはり意味がないのです。ですから、そういった意味では、この組織もそうですし、条例もそうなのですが、きっちりこの後やっていただくということを、やはりお願いというか、やりなさいという話です。こちらの立場からすると、やりなさいと。そのことをやっていただきたい。そのことが自民党としての考えということになります。

総括というわけではないですが、今回の政治資金規正法の問題に関して、よく市民から言われるのは、結局行政で条例とかをつくるのかと。そして、我々議会が議決をすると。今、議員が条例をつくることもできましたけれども。やはり市が決めて従わせるのに、このコンプライアンスが欠如している、そういう人たちの言うことが聞けるかということが大変問題になっているわけであります。このことをしっかり取り戻さなければいけないのです。要するに、こんな行政の話は聞けないということになったら、これはやはり問題があるわけで、そのことをきっちり

そうはなっていないと、そしてこれからは二度とこのようなことは起こさないという方針をしっかりとうたい込んで
いていただきたいし、現実そういう実践をしていただきたい。

それから、ちょっとこれは余談で、ここで言うのはどうかと思うのですが、よく市民の方からは、今回違反を
された人は刑事罰を受け、そのほかには分限懲戒など、いろいろな形があり、それから、市長がみずから減俸した。
その中で、生ぬるいとか身内に甘いとか、そういうお話をよく聞きます。ただ、私どもは、例に従ってこういった
形でやるのが当然ということでしたわけですから、それについては我が党としても支持をするところですが、でも、
なぜそういう話が起こるのか。これはやはり行政である市が、市民とのかかわり合いの中で、前に共産党からもお
話がありましたけれども、我々にはすごく厳しく強いる、でも自分たちで問題があったときには、何となく内々で
済ます、そういう体制が見えるというわけなのです。

ですから、私が市長にお願いしたいのは、やはり血の通った行政、そして一定のことを市民にお願いする、そし
て強いる場合、しっかりと説明責任を果たすこと。やはりそうではなかった積み重ねが、今回、市役所でこ
ういう不祥事が起きたときに、逆に言えば、ほれ見たことかと言わんばかりの反応が出たのだというふうに思っ
ております。ですから、今後、この政治資金とはちょっと関係ありませんけれども、やはり行政として市民への向かい
方、そして説明責任、そして血の通った行政というのを、これと同時に作り上げていただきたい、それが
信頼を取り戻す唯一の近道だというふうに考えております。

私どもは、この素案はそのままやっていただいて結構だという思いがありますので、ぜひともそのことについ
ては重々きつくお願いいたします。

○総務部長

御指摘をいただいたとおり、この特別委員会ではあくまでも再発防止策を策定するというところで、御議論が交わ
されているわけですが、私どもとしても、再発防止策に魂を入れていくという作業はこれからですから、し
っかり体制も整えながら、また議会の皆さんとともに、この再発防止策については着実に推進させていきたいな
どいうふうに思っております。特にこの再発防止策は、やはり公務員倫理を向上させていくというのが一番大きな目
的になっておりますが、この公務員倫理の向上というのは、不祥事の防止だけではなく、市民の皆さまから信頼を
高める上でも重要なことです。今、鈴木委員がおっしゃったことは公務員倫理にもつながることだと思っていま
すので、着実に、この再発防止策を進め、より実効性を高めていきたいというふうに考えているところでございま
す。

○上野委員

前回の確認なのですけれども、何点か質問させていただきます。

◎倫理条例策定のスケジュールについて

まず、職員倫理条例なのですが、前回の委員会の御答弁ではたしか来年の第 1 回定例会までに条例の素案をつく
って、それを定例会に提案するということでしたけれども、これは間違いないでしょうか。

○総務部副参事

前にもちょっと説明しましたが、年末ぐらいから年明けの 1 月ぐらいまでにかけて、パブリックコメント
をとりたいなというふうに考えております。その後、市民の御意見を伺った上で条例案を作成し、そして第 1 回定
例会に提案させていただいて、順調にいきまして皆さんに御承認いただければ、来年度の 4 月 1 日以降に施行した
いなというふうに思っております。

○上野委員

今回、この再発防止策には、10 項目挙げられていますが、たしか前回の委員会では、できるものはもう粛々と始
めており、一つの形としては、今、御答弁いただいた第 1 回定例会にこの条例案ができて、具体的なものも出てく

るという認識でよろしいでしょうか。

○総務部副参事

条例に関しては、今、お話のあったとおりなのですが、例えば研修で言いますと、内部講師の養成というようなことには、もう既に取り組んでおりますし、それからまた近々、これは管理職、部長職、次長職のトップセミナーという形での研修なども、今年度行おうと思っております。取り組めるものにつきましては、別に来年度を待たず、すぐにも取りかかっております。

また、この委員会でも、いろいろ御議論がありましたいわゆるイベントチケット等の取扱い、こういったものにつきましても、今、手続を進めております。いずれにしても、こういったものも今年度中には実際に運用できるようにしたいなというふうに思っております。条例につきましては、議会での御審議といった手続を経ることとなり、来年度からとなりますけれども、すべてが来年度からということではなく、今、説明したように取りかかれるものについてはもう既に取りかかっているもの、あるいは、近々取りかかるもの、こういったものがございますので、やれるものはすぐにもということやっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○上野委員

ありがとうございます。人間ですからだれしも思想・信条はあるでしょうが、私の認識としては、この事件の一番の根幹は、その人の立場というもの、皆様の場合は公務員という立場、その認識の欠如から起こった事件だと思っております。問題は、誤りを過ちと認め、そして、この再発防止の案ができた今、その反省を踏まえてどのようにそれに向けて努力していくか、そこにかかっていると思っております。

この再発防止策の具体的なスケジュールも今、少し見えましたし、皆様方のその前向きな姿勢が市民の皆様によく周知されるように願います。この事件は4月から始まり、小樽市内はもとより、道内各地に非常に小樽のイメージダウンにつながった事件でございました。その信用をぜひとも回復しなければなりません。その過ちを決して忘れることなくこの再発防止策をしっかりと推進していき、そして、その結果を市民の皆様、私たち議員もそうですけれども、周知することで信頼を回復していくことを望みまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

自民党の質問を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

◎信頼回復への所感と要望について

私は、5回の委員会の中でさまざまな質問をし、そして私が思っていることも話させていただきました。また、この間、多くの市民の方からたくさんのお話を伺いましたし、また町会長さんやPTA会長の皆さんには本当に率直な御意見をいただき、さまざま感じる部分はありました。また、第三者委員会から出されたこの報告書の中でも、政党や政治、議員とのかかわりが大きな原因の一つと言われている部分につきましては、本当に私自身、反省する部分が多いのかなと感じておりますし、今回、コンプライアンス推進方策の中で示されましたどれをとっていてもすべて重要な部分ですし、ぜひしっかりと推進していただきたいというふうに思います。

多くは語りませんが、やはり私たち議員が職員の皆さんとかかわる中で、先ほど北野委員のほうから五者の話もございました。五者につきましては前回話しましたが、やはり私としては2期目になりましたが、本当にカンパという形で職員の方が行われていたということが、実は非常にショックでしたし、本当に自分の耳を疑う部分もありました。本当にこれを機に私たち議員も政党もしっかり襟を正していかなければ、ただ職員の皆さんにしっかりと、ちゃんとやれと言うだけでは何も問題の解決にならないというふうに、この5回の委員会の中で本当に痛感した次第であります。

私を感じるのは、コンプライアンス推進方策をしっかりと進めていただくことと、独立した行政委員会であります

が、選挙管理委員会の役目といたしますか、役割をしっかりと確認していかなければならないという部分なのかなと思っております。本当に失った信頼はすぐには回復できませんが、しっかり私たちも、そして職員の皆さんと一丸となって、小樽市のために働いていきたいなというふうに感じますので、どうかよろしく願いいたします。私は終わります。

○千葉委員

◎コンプライアンス推進方策の修正案について

本日は、前回議論しましたコンプライアンス推進方策の修正案が示されました。これは、先ほどお話がありましたけれども（旧）では、第三者的な表現があったということで、今回修正された部分については評価したいと思っております。

先ほど北野委員からお話がありました五者体制の件ですけれども、その件について与党側として相談されたこともございませんし、こちらからそのようなことを言った覚えはないということは、この場ではっきりと申し上げておきたいと思っております。

それで、先ほど小貫委員からお話のあった、外部委員会からの八つの再発防止策についての提言ですが、前回、話したかなとも思うのですけれども、一つ一つ確認をしていくと、先ほどお話があった（１）から（３）、また（８）については、この推進方策の中にしっかり盛り込まれているというふうに思っていますし、（５）の市民への周知についても、今後しっかりとなされるものというふうに思っております。（６）、（７）は市長個人に関することと、先ほどおっしゃっていましたが、本当にこの（６）、「自らの後援会の事務局長が惹起した本件につき、政治的、道義的責任を改めて深く自覚すること」という件に関しては、何度か新聞等で市長のお言葉として報道されております。今回、この推進方策をホームページ等々で市民の皆さんに周知される際には、この件で報道された際の市長の一言が、一番、市民の方からいろいろな御意見やお怒りいただいた件でもあるということ踏まえれば、改めて一度、市長の言葉として伝えていただきたいというふうに、私自身思っておりますので、その件を１点だけお願いして私は終わりたいと思います。

○委員長

公明党の質問を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎取りまとめに向けての要望について

私の会派としても、コンプライアンス推進方策の素案の修正については、ぎりぎりセーフということで全体的に受け止めたいというふうに思っております。北野委員からの御指摘もありましたが、委員会の報告書が提出されてから１か月が経過しておりますし、議会の調査特別委員会としても、これまで議論が一定程度尽くされたというふうに判断をいたしており、いよいよ取りまとめをすべきときが来たと判断をいたしております。

したがって、今後は、特別委員会としての委員長報告になりますが、具体的にはまだ相談しておりませんが、当然市長や理事者に対してもいろいろな意見を付していくことになろうと考えております。

外部委員会の提言同様しっかりと皆さんにも受け止めていただくようお願いをいたしまして、私は終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質問を終結し、一新小樽に移します。

○成田（祐）委員

２時前に回ってくると思わなかったのですが、聞きたいことがたくさんあるのですけれども、何点かかいつまん

でお伺いしたいと思います。

◎コンプライアンス推進方策について

今回こういった、職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策の素案が出てきたわけなのですが、何点かそれについてお伺いしたいと思います。

これには職員の研修や、公益通報制度といった部分が、それぞれ個々に出てはいるのですが、それぞれについて全部窓口を設けているような感じが受けるのです。

それで、埼玉県深谷市では、ここも生活保護受給か何かの不祥事があったところですが、コンプライアンスの推進体制というのをつくったときに、いわゆる公益通報制度の窓口やコンプライアンスのための研修であるとか、そういったことを全部まとめて一つの行政監察室というのをつくり、そこに一人の弁護士が配置されて、そういった部分のことを一括でされていたわけなのです。

この推進方策では、それぞれ個々にいろいろなことをやりますという話が出ていて、それ自体に特に異論はないのですが、行政監察室というふうに一元化した機構をつくっている自治体があるので、本市においてもそういった形で窓口をあちこちにたくさんつくるのではなく、ごちゃごちゃにならないような取組が必要ではないかと思うのですが、それについてどのようにお考えでしょうか。

○総務部副参事

ただいまの深谷市では、この行政監察室で、いわゆる内部監査といいますか、特定の事業に対しての監査というようなことも受け持っている部署のようです。

今、言われましたように、一つのセクションでいろいろなことができるというのも確かにメリットがあると思います。小樽市の場合、こういった人口規模の都市ですので、例えば研修はこのセクションで、これはこのセクションでと分けてやっておりますが、逆に言いますと、1か所でやることで、なかなか見えないことが、ほかでやることでそれぞれの、もちはもち屋ではないですけれども、専門家がやることで逆にメリットがあるということもございます。確かに両方それぞれにメリットがあると思いますが、今の段階ではこういった事件がきっかけで私の部署が置かれましたけれども、それで公務員倫理の関係等は私のところで頑張りたいと思っておりますが、いろいろな専門家がいる部署で効果を上げるようにやっていくというのも一つの方策かなと思いますので、現段階ではそういった形でやっていきたいというふうに思っております。

○成田（祐）委員

確かにいろいろ多岐にわたる部分があり、その方法も各自治体のやり方の一つだと思うので、それについては一つの見解として私も受け止めさせてもらいたいと思います。

今回、私は、コンプライアンス推進方策の素案についてではなくて、コンプライアンスについてという形で質問すると言っているのです。それはなぜかと言いますと、今回こういった話が出てきたきっかけは確かにパーティー券の事件だったかもしれませんが、コンプライアンスそのものの話となると、相当幅が広いものだと思うのです。ただ職員の皆さんだけに、しっかりやってくださいという話ではなく、それこそ、今、この後、話させてもらおうと思うのですが、入札制度とか、談合とか、そういったものまでを含め、どうしたらしっかりと決別できるかというところまで触れなければならないことがたくさんあると思うのです。

一つ、その中で話させてもらいたいと思うのですが、いわゆる職員の皆さんの公益通報制度という話が出てきているのですけれども、それとともに一般的な民間企業が市に対して公益通報をする場合、というのものもあるわけです。そうすると、今、市職員内部だけの公益通報制度という形で書かれているのですが、もし、どこかの民間企業で何か不正が、食品をつくっている、もしくはそういった工事をしていたなんて話があったときに、当然ながらこれは行政にそういった通報が来る可能性がある、不正をしていますよと。そうなったときに、その窓口というのを一本本市がどのように設けて、また、今回こういうこともあったわけですから、小樽市がそれを受けてくれて大丈夫

なのかというような心配もやはり出てきてしまうわけなのです。最近だと苫小牧で、食肉業者が何かいろいろあったけれども、結果的には行政が、道が動かなくて、マスコミが動いて、結局その事件が明るみになったなんてこともありました。

そのような中で、ある意味、本市内部の公益通報制度というのももちろん大切だとは思いますが、小樽市が行政としての公益通報窓口をどのように機能させていくかというようなことも今後この中に含まれていられるべきなのかなとは思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○（総務）総務課長

民間事業者の公益通報については、私ども総務課の方で窓口になってございます。あくまでそれを小樽市で受け付けるのは、小樽市として通報対象事実について処分や勧告等の権限を持っているものだけになります。ですから、それ以外の国や北海道が権限を持っている部分の場合、私どもは一回受けても、窓口はそちらになりますということでその方にまた説明して、そちらに通報してくださいという形になっています。今回のコンプライアンス推進方策はあくまでも事業者としての市に対するものですので、今の民間の部分は、私どもも要綱をつかって、それを受け付けるような形になってございますけれども、それについては現状どおりの形で今後進めていきたいというふうに考えてございます。

○成田（祐）委員

今回のコンプライアンス推進方策の素案そのものを含めても、いわゆる基本的には、これは職員に対してのコンプライアンスという感じのものだけであって、自治体におけるコンプライアンス、例えば、先ほど申し上げましたが、官製談合の防止や入札での不正や談合の抑制につながるような部分も入れていくとか、そういった職員以外の部分のコンプライアンスに関しては深く入れていくつもりはないという解釈でよろしいのでしょうか。その辺についてどのようにお考えですか。

○総務部副参事

今回の推進方策は、再発防止策というわけですが、ただ、これをつくった意味合いとしては政治資金規正法に特化してといいますか、それだけのことでつくったわけではなく、もっと幅広いコンプライアンスという意味でつくってございます。ですから、今おっしゃっている特定の、例えば入札というお話になりますと、例えば入札の関係で国のマニュアルが出ているとか、いろいろなそういった対応ができるものがありますので、そちらでやる場合もあります。しかし、政治資金規正法以外のものでもコンプライアンス委員会を設けますと、当然のことながらそこが窓口になって、その規正法以外のいろいろなことでの不正があった、ありそうだというようなことは受けるということになります。そういった意味では幅広くいろいろなものを受けるといふことにはなるかと思えます。ただ、今、委員がおっしゃった入札のような個々特殊のことについては、それぞれで対応策があるものもございまして、そういったもので対応するというものもございまして。

○成田（祐）委員

市民の皆さんからすると、パーティー券の事件にかかわらず、どんなことでもやはりおかしいことをしないでほしいという要望が強くあるわけなのですが、まさかこれと同じ事件が次に起こることはまずあり得ないと思うのです。ただ、そうなると、この話ばかりをするのではなく、やはり、幅広くそういったところまで踏まえて取組をしていかなければならない部分があると思うのです。今回どうしても政治資金問題の話ばかりに視点が行って、個人だけの話になってしまっているのも、もう少し広い意味で自治体におけるコンプライアンスというものも改めて考えていただきたいと思うのです。こちら辺にはそういったたぐいのお話が一切触れられていなかった部分がありますので、今回をきっかけに、こういった自治体のコンプライアンスというものも改めて考えていただきたいということを要望したいのですが、それについて最後、お願いします。

○総務部副参事

今回、まさに示しております素案は、再発防止策と直接うたわないで推進方策としております。

いろいろな議論の中ではもっと具体的にというお話もございましたけれども、逆に言いますと、そういった政治資金規正法に限らず、いろいろなことに対応できる、公務員倫理、遵法精神を高める、こういったことをベースに置き、いろいろなことに対応できる方策をという意味での「推進方策」というつくりにしております。

ですから、例えば今年度やることを具体的にここで定めるといことであれば、個別に入れることは可能なのですが、あえてそうしなかったのは、今、委員がおっしゃるようないろいろなことにも対応できる、公務員倫理を高める基本的な推進方策という考え方をとっておりますので、御理解いただければと思います。

○成田（祐）委員

ぜひ段階を追って、その部分はしっかりやっていただきたいと思います。政治資金の話が問題でそれをとめるためだけのものではないというのはたぶん皆さんが一番御承知だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それにかかわりまして、職員倫理条例についてお伺いしたいのですが、これはコンプライアンスの話とも思いきり連動するというか、どこの市町村でも出てくる話なのですが、当然ながら職員の不祥事というのは単純に庁舎の中だけではなく、市民の皆さんとの関係の中でいろいろな問題が起きるといことがあるというふうに、これは全国の市町村でそう言われているわけなのです。

例えば静岡県浜松市の職員倫理条例の中には、そういった市民等の責務を入れているわけなのです。何かというと、結局、市民の皆さんも不当な要求を職員に投げかけないでください。当然ながら市職員は悪いことをしてはだめですよというのは当たり前ですが、それだけ言われるだけ言われて、では不当な要求をしてくる市民の皆さんが、ほとんどの人は善良な市民の皆さんですが、でも、中にはそういう方がいるかもしれないと。そういったところについてもしっかり、それは職員倫理条例に限らず、全体の話の中でお互いにしっかりやっていかなければならないと思うのです。今、この問題が起きた後なので市民の皆さんにどうこう言うのは非常に言いづらい話だと思っておりますけれども、逆に言ってみると、自分たちだけではなく、この関係をしっかりやらなければだめですよということをやらないといけないと思うのですが、それについてどのようにお考えでしょうか。

○総務部副参事

今考えております条例の中でも、実は、今、委員がおっしゃるとおり、市民等の責務というようなことを考えております。

市民等という、等は市民だけではなく、市政にかかわりのある方、こういった方々も含めた市民等ということで、今まさに委員が言われたことなのですけれども、公務員が職務を遂行するに当たって市民等も協力してほしいというようなことですか、不当要求行為等をしないようにというような基本的な事柄ですけれども、そういった事柄については我々自身も当然のことながら基本的な心構えということで公務員倫理についてはうたおうと思っておりますけれども、今言われたように、不当要求行為等があればやはり困るわけですから、そういった項目も設けたいということで、現在、検討してございます。

○成田（祐）委員

外部調査委員会の報告書の中には、前回は話しましたがけれども、結果的には議会に対する提言というものもなされているわけなのです。議会や議員もそういった不当な要求等をしてはだめだということをしっかりやっていかなければならないと述べられているわけで、先ほど公明党の秋元委員もおっしゃったように、本当に議会と議員自体も職員の皆さんとの関係を、これ見直さなければならぬと思うのです。今、市職員の話は出ました。市民の責務という話も出ました。では、あと何かといたら、私は議員、議会、ここの部分の倫理条例、そういった倫理はどうするのだという話になってくると思うのです。私たちだけ言いつ放しで、あとの皆さん聞いてくださいという話にならないと思うのですよ。やはり議会と行政と市民、この三者がしっかりいい関係を保っていかなければ、これはあなたたちだけやってくださいという話にならないと思うのです。

そんな中、他都市にはこの職員倫理条例もありますけれども、政治倫理条例というのものもあるわけなのです。これは何かと言うと、大牟田市では、市が行う許認可や契約に関して特定の企業のために有利な取り計らいをしないこと、市職員の採用に関し推薦又は紹介をしないことなど何個かあるのですが、これはどのまちも議員と市長なのです。特別職にかかわる人間が、しっかりそういった倫理条例を持って公正中立にやっていくというふうなうたわれてその条例が制定されているところがたくさんあります。

何が言いたいかと言うと、職員の条例だけで一方だけに押しつけるのではなくて、私は、これは市長もちょっとかかわる話なので私からもお話しさせてもらっているのですけれども、基本的には議会側が出す話かなとは思っているのですが、そういった政治倫理条例といったようなものと 2 本立てにしなければ、ある意味パワーバランスとして、職員だけ何かこういうふうな倫理を守れという話ではなくて、議会と議員もしくは市長も含めて、そういった倫理条例というものをやっていく必要があるのではないかと、そういう部分に関してそういう偏りが出てしまふ、片方だけだと。その辺についてちょっと答えづらいかもしいないのですが、見解をお聞かせ願えますか。

○総務部長

今、成田委員から政治倫理条例についてお話がありました。確かに私どもも各自治体でそういった条例を制定して、特に、今おっしゃったとおり、市長と議員とがきちんと政治倫理を持って公正な政治を進めていくというのが趣旨だと思うのです。内容につきましては基本的に議員にもかかわることですので、当面私どもが今つくるという考え方はございませんが、しっかり話し合っていく必要があるのではないかと考えております。

ただ、現在、市としては自治基本条例の策定を進めております。これは市民の皆さんから御意見を聞く、あるいは今月に確かセミナーか何かを行う。これまでもワークショップをやるといようなことで、少し時間をかけて市民の皆様からの御意見を伺いながら、この自治基本条例の策定に取り組んでおります。内容につきましては、それぞれの自治体で異なっておりますが、おおむね各自治体でつくられている条例の中には、一例を申し上げますと、例えば市長の場合ですと、市長の責務ということで、市長は公正かつ誠実に市政を執行する、あるいは職員を適切に指揮監督して人材を育成していくというような市長の責務が規定されております。また、議員に対しては議員としての倫理観、使命感及びまちづくりについての理念を持って、公正かつ誠実に職務を遂行するという一方で、議員の責務についても、この自治基本条例の中には規定されております。これは一例でございますし、それぞれの自治体の特性を生かしながら、この条例というのをつくられていくと思っておりますけれども、市としても、この自治基本条例の中で、当面この市長の責務なり議員の責務を盛り込む中で、公正かつ誠実な職務の遂行を義務づけていくという考え方であるところでございます。

○成田（祐）委員

最後に伺いますが、その自治基本条例の方がどちらかという話としては大きいというか、全体をとという話になってくると思うので、その話がしっかりとなされるかというか、まだ決まっていないですし、これからそういった部分の議員側との意見交換という話にもなってくると思うので、ぜひそういった部分も含めて、ある意味、偏った形ではなく、議会と市長と、そして職員と市民の皆さんとそういった部分の関係をしっかりともう一度構築できるようなものを進めていただきたいと思います。職員の皆さんだけがやって、おしまいという話にはならないと思うので、そういった部分をこちらの方からも何かしらのアクションが起こせるようにするという事を申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。

○委員長

一新小樽の質問を終結いたします。

以上をもって質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。